規　　則　　集

（平成 29 年 1 月版）

１　熊本県自衛隊家族会会則（案）
２　規　定
　(1)　表彰及び慶弔等に関する規定（案）
　(2)　国際平和協力活動等支援基金管理運営規定

公益社団法人自衛隊家族会

熊本県自衛隊家族会

熊本県自衛隊家族会会則（案）

第１章　総　　則

（名　称）

第1条　本会は、公益社団法人自衛隊家族会熊本県自衛隊家族会と称する。

（目　的）

第2条　本会は、公益社団法人自衛隊家族会(以下「自衛隊家族会」と称する)定款第 3 条に基づき、県民の防衛意識の普及高揚に努めると共に、主として県内に所在する自衛隊に対する協力・支援等を通じ、我が国の安全保障・防衛基盤の確立に寄与することを目的とする。

（関係法令の遵守）

第3条　本会は、自衛隊家族会定款、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「一般法人法」という。）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「公益法人認定法」という。）等関係法令の規定を遵守し、前条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

（事　業）

第4条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)自衛隊家族会主催防衛講演会の担当及び県主催の防衛講話等の実施

(2)自衛隊に関する広報、募集及び援護等自衛隊の諸業務に対する協力

(3)自衛隊員の慰問及び激励

(4)殉職隊員の慰霊及び遺族の援護

(5)地域の防衛等に関する県政等への陳情等及び署名活動を通じての国民・県民運動

(6)自衛隊施設等への訪問を通じた防衛に関する研修

(7)県家族会会員の拡大

(8)「おやばと」「ディフェンスワールド」の拡販

(9)会員の親睦及び相互扶助

(10)その他、本会の目的達成に寄与する事業

（事業年度）

第5条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 2 章　会員及び会費

（種　別）

第6条　本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般法人法上の社員とする。

⑴正会員　現に防衛省、陸・海・空自衛隊及び機関等に奉職する子弟等を有する者。

⑵賛助会員　本会の事業活動を支援するために入会した個人又は法人もしくは団体

⑶名誉会員　本会に対して特に功労があった者又は学識経験者で、県理事会において推薦された者。

（入会及び退会）

第7条　本会の入会及び退会に関する手続き等は、自衛隊家族会「入会及び退会に関する規則」による

（会　費）

第8条　本会の会費は次のとおりとする。

⑴　会員は、総会の決議により本会の事業活動等に経常的に生じる費用に充てるため、会費を納入しなければならない。

⑵　地区会長等は、前項の会費を取りまとめて毎年6月末日までに熊本県自衛隊家族会会計事務長あてに納入するものとする。

⑶　賛助会員は、一口5,000円とし、毎年前項に準じ熊本県自衛隊家族会会計事務長あてに納入するものとする。

（分担金）

第9条 本会は、別に定める金額(以下「分担金」という)を毎年 6 月末日までに自衛隊家族会事務局あて、また九州沖縄地域協議会事務局あて納入する。

（懲戒）

第 10 条　県会長は、会員が自衛隊家族会定款第 12 条第 2 項⑵（除名）に該当する行為があったときは、県総会（または県理事会）の決議を経て、自衛隊家族会会長に対し、自衛

隊家族会本部総会における除名の上申を行うものとする。

2　懲戒に関する細部は、自衛隊家族会定款第12条及び自衛隊家族会懲戒規則の定めるところに従い、別に定める。

第3章　内部組織等

（役　員）

第11条　　本会に次の役員をおく。

(1) 会長　1名

(2) 副会長　若干名

(3) 常任理事　若干名

(4) 理事　　若干名

(5) 監事　　2名

（役員の選任）

第12条　会長、副会長は、理事等の中から互選により選出するものとし、会長は自衛隊家族会会長の委嘱に基づき就任する。

2　理事、監事は、総会において会長及び地区協議会長より推薦のあった正会員の中から選任する。

3　常任理事は、各地区協議会長・事務局員とする。

4　各協議会長推薦の地区会長または副地区会長ならびに協議会女性部長は理事とする。

（女性部）

第13条　本会に女性部をおく。

2　県女性部長は副会長を兼ねる。

3　女性部に関して必要な事項は、細則他で定める。

（職　務）

第14条　会長は本会を代表し会務を統括する。

2　副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはあらかじめ定められた順位に従い、その職務を代行する。

3　常任理事は、会務を分掌し会務の執行にあたる。

4　理事は、理事会において会務を審議し、本会の運営にあたる。

５ 監事は、本会の会計を監査して総会に報告する。

（任　期）

第 15 条　役員の任期は 2 年とし、再任をさまたげない。ただし、欠員を補充した場合は前任者の残余期間とする。

２ 会長の任期は3任期までとする。

（報酬等）

第 16 条　役員は無報酬とする。ただし、役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをする事ができる。

（顧問及び相談役）

第 17 条　本会に顧問及び相談役をおくことができる。

２ 顧問及び相談役は、常任理事の推薦により会長が委嘱する。

３ 顧問及び相談役は、必要に応じ会長の諮問に応ずる。

（事務局）

第 18 条　本会の事務を処理するため事務局をおく。

２ 会長は、事務局長以下事務局員若干名を、正会員の中から委嘱する。

３ 事務局長は本会の事務全般をつかさどる。

４ 会計に関する事項は、会計事務長が担当する。

５ 事務局及び会計事務に関する所在地は、事務局長ならびに会計事務長の自宅とする。

第 4 章　会　議

（種　別）

第 19 条　会議は総会・副会長会・地区会長会・常任理事会及び理事会とする。

２ 総会は、毎年 1 回開催するのを例とする。臨時に必要な場合は臨時総会を開く。ただし、やむを得ない場合は、何れも理事会(監事を含む)をもってこれに代えることができる。

３ 総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。また全会員の 5 分の 1 以上、又は監事が要求するときは、会長はこれを招集しなければならない。

４ 副会長・地区会長・常任理事会及び理事会は会長が招集する。

(機　能)

第 20 条　総会は、次の事項について議決する。

(1)　会則の変更

(2)　事業計画

(3)　予算・決算

(4)　役員の選任

(5)　その他会長が付議した事項

2　副会長会は、本会運営の全般的事項について審議する。

3　地区会長会は、本会の運営について意見を開陳し、その運営について審議する。

4　常任理事会は、次の事項について審議決定し、本会の執行にあたる。

(1)　総会において議決された事項の執行に関する事項

(2)　総会において常任理事会の議決に委ねられた事項

(3)　理事会に付議すべき事項

(4)　総会、理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(5)　その他会長が付議した事項

5　理事会は次の事項について審議決定し、本会の執行にあたる。

(1)　総会において理事会の議決に委ねられた事項

(2)　総会に付議すべき事項

(3)　その他会長が付議した事項

(議　長)

第 21 条　総会の議長は役員(除く監事)の中から、副会長会は出席した副会長及び事務局長の中から、地区会長会の議長は出席地区会長の中から、常任理事会及び理事会の議長は会長が指名する。

(議　決)

第 22 条　総会・地区会長会・常任理事会及び理事会の議事は、出席人員の過半数をもってこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(議事録)

第 23 条　会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　会議の日時及び場所

(2) 正会員又は理事の現在数
(3) 会議に出席した正会員の数、又は議長の氏名並びに理事及び監事の氏名
(4) 決議事項
(5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
(6) 議事録署名人の選任に関する事項
(7) その他法令で定める事項

(地区協議会)
第 24 条 各郡市等に協議機関として地区協議会をおく。
2 地区協議会長は、地区会長経験者をもって充てる。
3 各地区協議会の運営については、当該協議会で定める。
4 地区協議会は、宇城・荒尾玉名(荒玉)・菊池・人吉球磨(人吉)・八代・水俣芦北(水俣)・天草・阿蘇の8個地区協議会とする。

第5章 資産及び会計

(資 産)
第 25 条 本会の資産は次の各号をもって構成する。
(1) 会員の会費
(2) 寄付金品
(3) その他の収入

(資産の管理)
第 26 条 本会の資産は会長が管理し、その方法は常任理事会の議決により定める。
2 事務は事務局が担当する。
3 会計関係帳簿等及び証拠書類の保存期間は3年とする。

第6章 雑 則

第 27 条 本会則施行について必要なことは会長が定める。

付 則

1 本会則は、<u>平成 29 年 1 月 1 日一部改正</u>
2 本会則は、平成 27 年 5 月 26 日一部改正
3 本会則は、平成 25 年 5 月 23 日一部改正。
4 平成7年6月9日施行の会則は廃止する。

表彰及び慶弔等に関する規定（案）

（趣　旨）

第1条　この規定は、熊本県自衛隊家族会(以下「家族会」と称する)の表彰・感謝状等の贈呈及び会員等の慶弔に関して、必要な事項を定めるものとする。

（表　彰）

第2条　会員のうち、次の各号に関するものに対しては表彰状を授与する。

（1）会勢の拡大に顕著な功績があった者

（2）会の活動に多大の貢献をした者

（感謝状の贈呈）

第3条　感謝状は、会に協力し又は会を援助して、その功績が著しいと認められる会員以外の者・もしくは団体に対して贈呈する。

（副　賞）

第4条　表彰状又は感謝状に添えて、1万円以内の範囲内で賞金その他の副賞を授与することができる。

（選　考）

第5条　会長は、表彰もしくは感謝状を贈呈すべき事項を認めた場合又は、役員の推薦があった場合には、常任理事会に付議するものとする。

（時　期）

第6条　表彰又は感謝状の贈呈は、原則として総会開催時に実施するものとする。

（慶　弔）

第7条　慶弔は、会員の慶事(公職選挙等の当選等)・会員の死亡等について行うものとする。

（慶弔の基準）

第8条　会員の慶弔に際しては、おおむね下記を基準として行う。

（1）家族会役員の死亡の場合は、弔電と2万円以内の範囲内で香典又は供花か花輪。

(2) 会員の死亡を地区会から連絡があった場合は、弔電。

(3) 会員が、市町村長又は議員に当選した場合は祝電。

2 その他、内外の情勢の中で会長が必要と認めるときは、電報・見舞・祝儀・香典・供花・花輪等を贈ることが出来る。

(会員以外の慶弔)

第9条 下記の1に該当する者で、会長が特に必要と認めるときは、前項に準じて取り扱うことが出来る。

(1) 旧会員

(2) 家族会役員の家族

(3) 熊本地方協力本部に勤務する隊員及びその家族

(4) 自衛隊又は協力団体等のうち、特に県家族会と密接な関係がある者

(会長の行う表彰状及び感謝状贈呈基準)

第10条 表彰上申は、公正を期するため下記の基準によるものとする。

地区会・地区協議会名		表彰状	感謝状
1	熊本	5名	2名
2	宇城	5名	2名
3	荒尾・玉名	3名	1名
4	山鹿	2名	1名
5	菊池	3名	1名
6	人吉・球磨	3名	1名
7	八代	2名	1名
8	水俣・芦北	1名	1名
9	天草	3名	1名
10	阿蘇	3名	1名
合計		３０名以内	１２名以内

2 上記のほか、次に該当する場合は、枠外で特別表彰をすることができる。

(1) 地区会長6年以上経過して退任する場合

(2) 3人の子弟入隊の両親

(3) 会長が特に必要と認めた場合

3 上申に当たっては、上申書及び家族会経歴表を添付する。ただし急を要する場

合は、その都度時機を失しないように上申するものとする。

4　上申は毎年3月末日まで提出するものとする。

（自衛隊家族会会長への表彰上申）

第11条　上申は、自衛隊家族会規則によるほか、公正を期し地道な活動者の表彰を見落とさないため、下記の基準により選定する。ただし、既受賞者は受賞後4年経過していること。

2　会長は会員の増減・合併・統廃合等により見直しが必要な場合は、常任理事会に付議するものとする。

3　基準は、次の計算により0型から5型に区分し、6年周期で設定する。

（当該西暦年−2000）を6で割って余りが0の年・・・**0型**

（当該西暦年−2000）を6で割って余りが1の年・・・**1型**

（当該西暦年−2000）を6で割って余りが2の年・・・**2型**

（当該西暦年−2000）を6で割って余りが3の年・・・**3型**

（当該西暦年−2000）を6で割って余りが4の年・・・**4型**

（当該西暦年−2000）を6で割って余りが5の年・・・**5型**

No.	協議会	構成数	0型	1型	2型	3型	4型	5型
			2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
1	熊本	1	○	○		○		○
2	宇城	8	○			○	○	○
3	荒尾・玉名	6			○			○
4	山鹿	1		○		○		
5	菊池	4	○				○	
6	人吉・球磨	2	○		○			
7	八代	3			○			
8	水俣・芦北	10		○		○		○
9	天草	3			○		○	
10	阿蘇	7		○			○	
合　計		45	4	4	4	4	4	4

4　細部は常任理事会で決める。

5　上申は、定型用紙により毎年２月末までに上申するものとする。

6　合併等により、協議会数・地区数に変更が生じた場合は、年度ごと修正する。

付　則

1　この規定は、平成 29 年 1 月 1 日一部改正
2　この規定は、平成 27 年 5 月 26 日一部改正
3　この規定は、平成 25 年 5 月 23 日一部改正。
4　熊県連規定第1号(平成14年5月29日)は廃止する。

国際平和協力活動等支援基金管理運営規定

（目　的）
第1条　この規定は、全自父第 40 号別添（平成 6 年 9 月 27 日改正）に基づき「国際平和協力活動等支援基金」の管理運営等について必要な事項を定める。

（基金の定義）
第2条　この規定にいう基金とは、自衛隊の行う国際平和協力活動等を支援(以下、支援という）するための熊本県自衛隊家族会会員による拠金、賛同者による寄付金及びそれらの運用による果実等を指す。

（基金管理運営委員会）
第3条　基金の厳正な管理運営を図るため、基金管理運営委員会（以下、委員会と称する。）を設置する。
2　委員会は、常任理事により構成し、委員長は副会長の中から会長が委嘱する。
3　委員会に事務局を置き、事務局長は県家族会事務局長が兼務する。

（基金の使用）
第4条　基金の使用は、支援の必要が生じた場合、第3項基準に基づき、委員会が決定する。
2　会長は、必要に応じ上記決定に際して委員会に諮問することができる。
3　支援のための基準
（1）　派遣隊員と留守家族及び家族会間の連絡に役立つ事業
（2）　派遣隊員の現地での活動の支援並びに激励・慰問事業
（3）　出国・帰国における激励・歓迎事業
（4）　自衛隊家族会からの拠金要請に基づく応分の拠出

（5） その他、支援の目的に合致する事業

（基金の管理）

第5条 この基金は、一般会計とは別会計として管理する。

２ この基金は、年度ごと監事による会計監査を受ける。

（報　告）

第6条　委員会は、自衛隊の任務終了等に伴う支援事業の終了にあたっては、すみやかに役員会に対して事業報告・決算報告を行う。

２ 委員会は、役員会に対して基金の管理運営状況及び継続中の事業がある場合は、その概要について報告するとともに、総会時年度の状況について報告する。

（規定の発効等）

第7条　この規程の発効及び改正は、総会の議決による。

（規定の準用）

第8条　非常大災害等の地域において被災された会員の見舞・激励については、本規定を準用する。

（基金の解消）

第9条　この基金は、自衛隊家族会が国際平和協力活動等支援基金を解消した時もしくは、総会の議決により解消する。

(募金額及び基準)

第10条　募金額は一会員あたり年50円を目途とする。

２ 解消があった場合の基金の処理は、直後の総会議決による。

付　則

1　本会則は、平成 29 年 1 月 1 日一部改正

2　本会則は、平成25年5月23日一部改正。

3　県連規定第2号(平成19年7月26 日)国際平和協力活動等支援基金管理運営規定は廃止する。